

造林事業請負
入札説明資料
(入札番号第1号)

総合評価落札方式

令和6年3月28日

宮城北部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外）
- 2 事業場所 宮城県大崎市栗原沼倉字永洞山国有林1林班よ小班外
- 3 事業量 下刈 49.25ha ・除伐 6.84ha ・つる切り 13.66ha ・歩道整備 3.9km
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和6年11月15日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保
別紙のとおり
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払	回以内
	前金払	分の 以内
	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

--	--	--	--	--

9 特約事項

なし

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年3月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県大崎市古川東町5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光 博 印

請負者 住所
氏名 印

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程		管理事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

事業内訳書

入札番号第1号 造林事業請負（栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外）

記入番号	作業種及び作業手段	林小班	数量 (小班面積)	単位	主たる樹種 植栽密度	林令	事業期間	担当区	備考
1	下刈（筋刈） 1回刈	1よ	3.29 (4.48)	ha	スギ 2000本/ha	6	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	栗駒	刈幅1.6m
2	下刈（全刈） 1回刈	30ろ1	6.01 (6.01)	ha	スギ 2000本/ha	7	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	栗駒	
3	下刈（全刈） 1回刈	30ろ4	2.64 (2.64)	ha	スギ 2000本/ha	2	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	栗駒	
4	下刈（全刈） 1回刈	30そ1	4.78 (4.78)	ha	スギ 2500本/ha	3	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	栗駒	
5	下刈（全刈） 1回刈	33い4	3.59 (3.59)	ha	スギ 2000本/ha	2	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	花山	
6	下刈（全刈） 1回刈	53ち	2.77 (2.77)	ha	スギ 2000本/ha	3	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	花山	民有地通行・使用の際は 手続き等を適切に行うこと。
7	下刈（全刈） 1回刈	53り	0.09 (0.09)	ha	スギ 2200本/ha	3	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	花山	
8	下刈（筋刈） 1回刈	247に	0.67 (0.98)	ha	カラマツ 2700本/ha	4	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.3m
9	下刈（全刈） 1回刈	247へ	0.26 (0.26)	ha	カラマツ 2700本/ha	4	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	
10	下刈（筋刈） 1回刈	247へ	0.25 (0.36)	ha	カラマツ 2700本/ha	4	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.3m
11	下刈（筋刈） 1回刈	247か2	1.06 (1.55)	ha	カラマツ 2700本/ha	4	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.3m
12	下刈（全刈） 1回刈	260は1	4.21 (4.21)	ha	スギ 1900本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	
13	下刈（筋刈） 1回刈	270に1	2.06 (2.80)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
14	下刈（筋刈） 1回刈	270に2	2.02 (2.75)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
15	下刈（筋刈） 1回刈	270に3	4.18 (5.69)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
16	下刈（筋刈） 1回刈	270に4	1.80 (2.45)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
17	下刈（筋刈） 1回刈	274る3	1.48 (2.01)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
18	下刈（筋刈） 1回刈	274る4	1.58 (2.15)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
19	下刈（筋刈） 1回刈	274る5	1.06 (1.44)	ha	スギ 2000本/ha	5	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	吉田	刈幅1.6m
20	下刈（全刈） 1回刈	279ち	5.45 (5.61)	ha	スギ 2000本/ha	2	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	宮崎	
	計		49.25 (56.62)	ha					

事業内訳書

入札番号第1号 造林事業請負（栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外）

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	面積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備考
1	除伐 人力	8 そ1	3.14	ha	9	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	
2	除伐 人力	8 そ2	0.40	ha	9	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	検定林 ※広葉樹および枯 死木のみ伐採
3	除伐 人力	34 と1	2.77	ha	10	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	花山	
4	除伐 人力	34 と2	0.53	ha	10	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	花山	
	計		6.84	ha				
1	つる切り 人力	1 た3	9.32	ha	11	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	
2	つる切り 人力	16 ほ	4.34	ha	20	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	
	計		13.66	ha				
1	歩道整備 機械	274	3.90	km	—	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	吉田	松倉外縁歩道
	計		3.90	km				

造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月2回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	林令					
		1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)
スギ		8%	8%	6%	6%	4%	4%
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かればできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

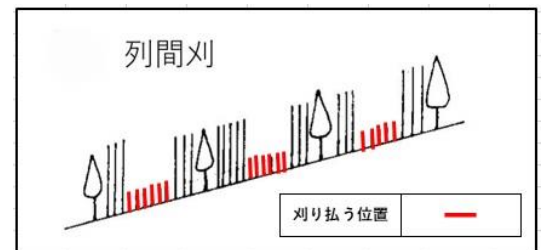
（刈払い仕様）

- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。
【必要に応じて追記】また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	事業内訳書のとおり	



（苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		スギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等

広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、

オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

つる切作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、周囲線は赤スプレーによって標示しているが不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(作業の方法)

- 3 造林木等の生育に支障となるつる類は、出来る限り抜き取るものとし、つる類の種類、形状、その他現地の状況等により、抜き取る事が困難な時は、なるべく根元近くから切断するものとする。
- 4 つるを抜き取り又は切断した後に造林木等に巻き付いている部分をていねいに取り除くこと。この場合、造林木等を損傷(とくに樹皮や頂芽)しないように注意すること。

(その他)

- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(除伐木)

- 3 造林木及び有用天然木(以下、「造林木等」という。)の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

(作業の方法)

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から30cm程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

(有用天然木の範囲)

- 5 針葉樹—ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹—ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐(抜伐)の事業がある場合は、当該作業仕様書(4(4))を除く。)によるほか、別紙「保護林等における除間伐(抜伐)標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

歩道整備作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の表示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(作業の方法)

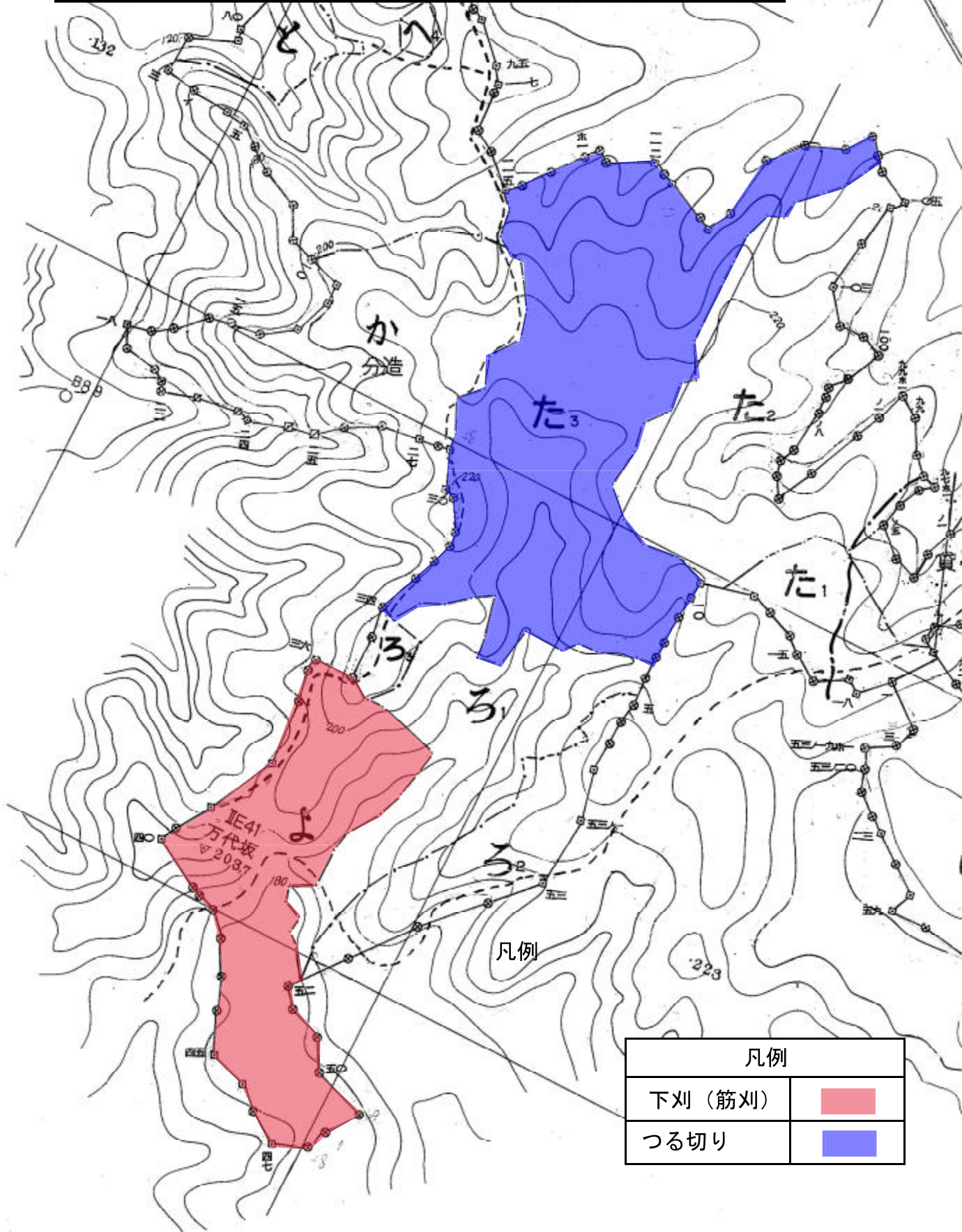
- 3 刈払い幅は 1.0m とし、歩行に支障のないよう刈払物を片付けなければならない。
- 4 歩道上の植生は地際から刈払いし、歩道上に覆い被さり歩行に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、歩道上に倒木等があった場合は取り除かななければならない。
- 5 刈払いにおいては、歩道に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意を払わなければならない。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

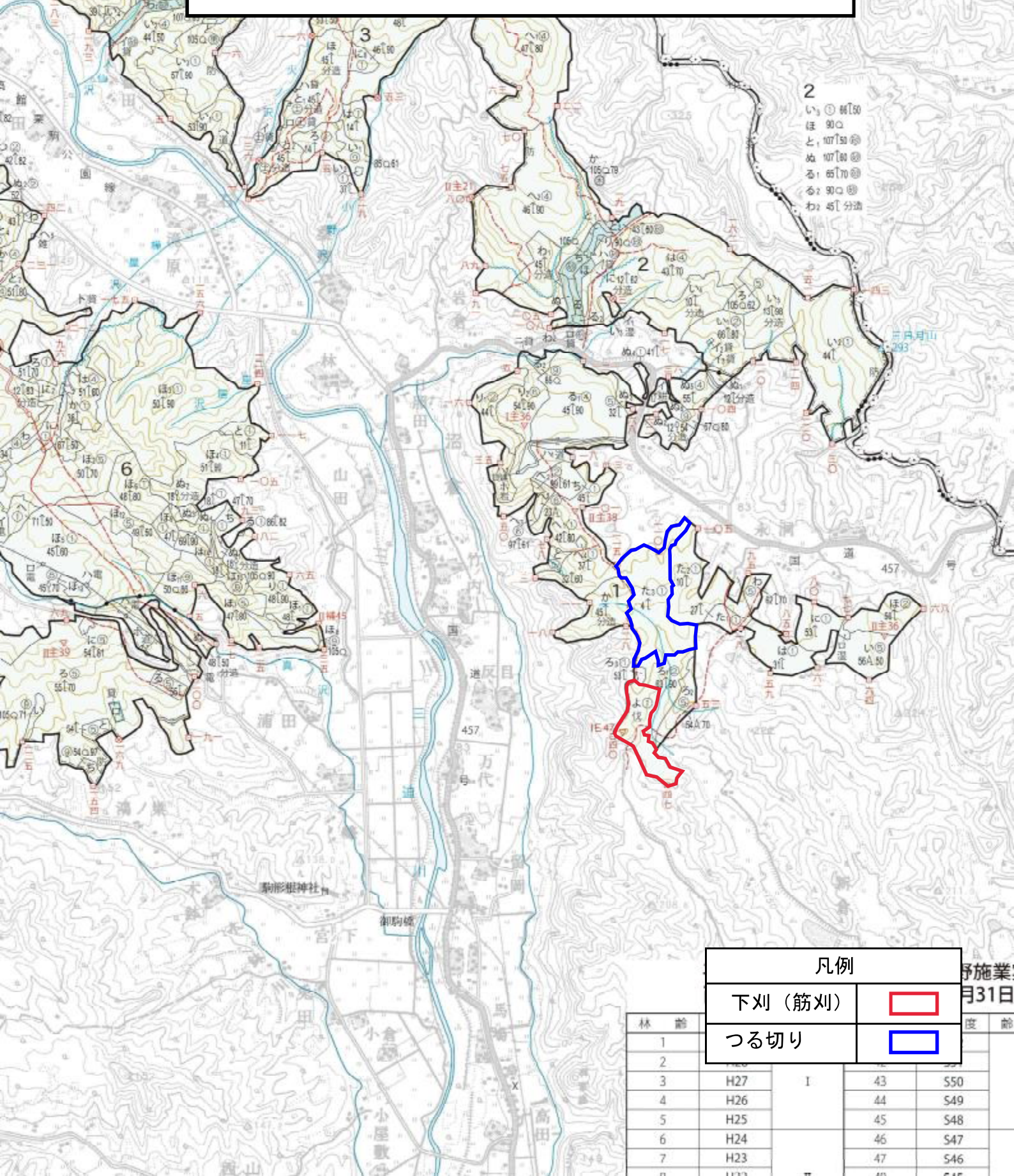
令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市永洞山国有林
面積 1よ 3.29ha 1た3 9.32ha



令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市永洞山国有林
面積 1よ 3.29ha 1た3 9.32ha



2
い 90
ほ 90
と 107
ぬ 107
る 65
る 90
わ 45

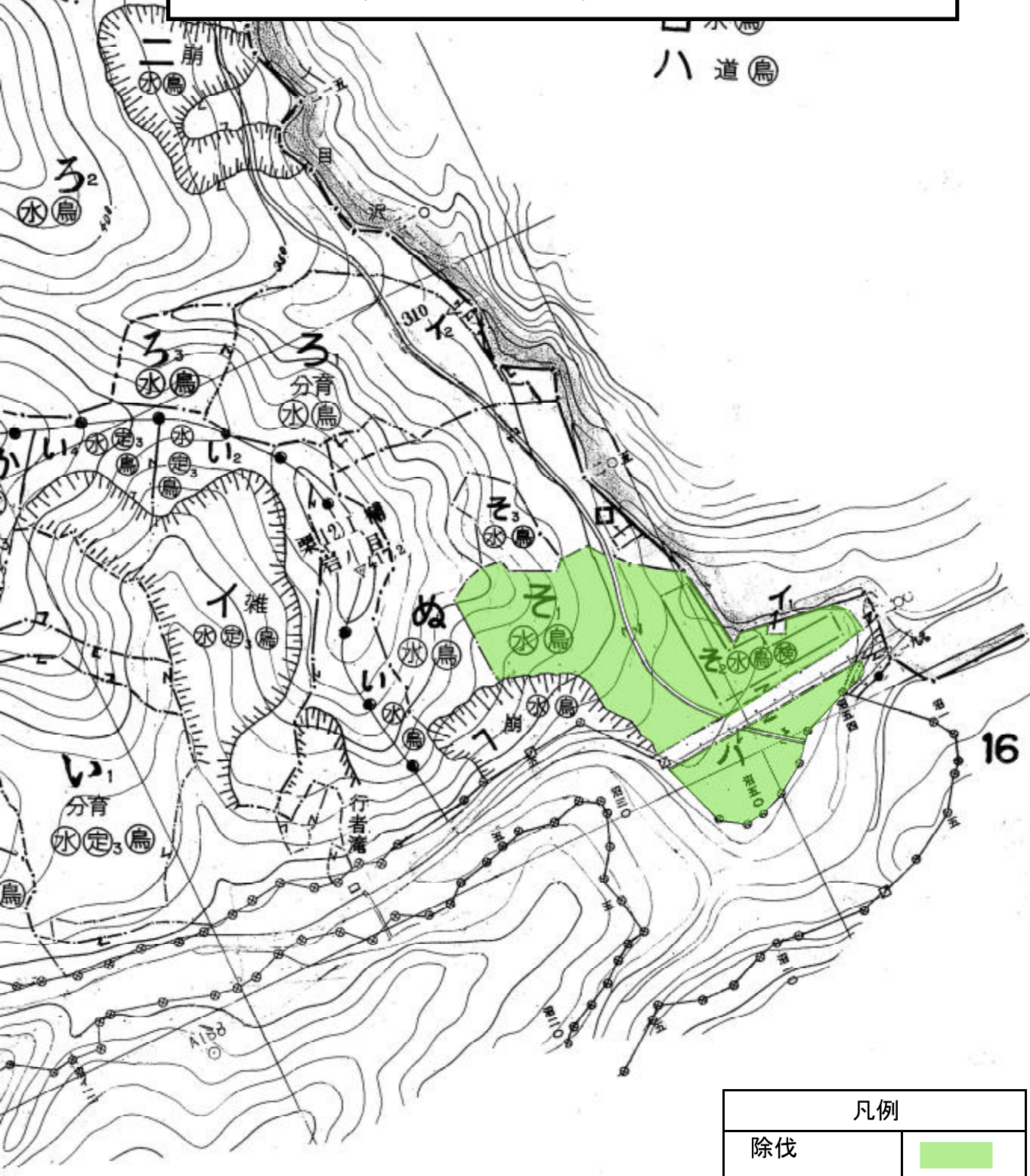
凡例	
下刈(筋刈)	
つる切り	

林齢	度	齢
1		
2		
3	H27	I 43 S50
4	H26	44 S49
5	H25	45 S48
6	H24	46 S47
7	H23	47 S46
8	H22	48 S45

野施業
月31日

令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

事業名	造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)		
事業箇所	宮城県栗原市栗駒岳国有林		
面積	8そ1	3.14ha	8そ2 0.40ha

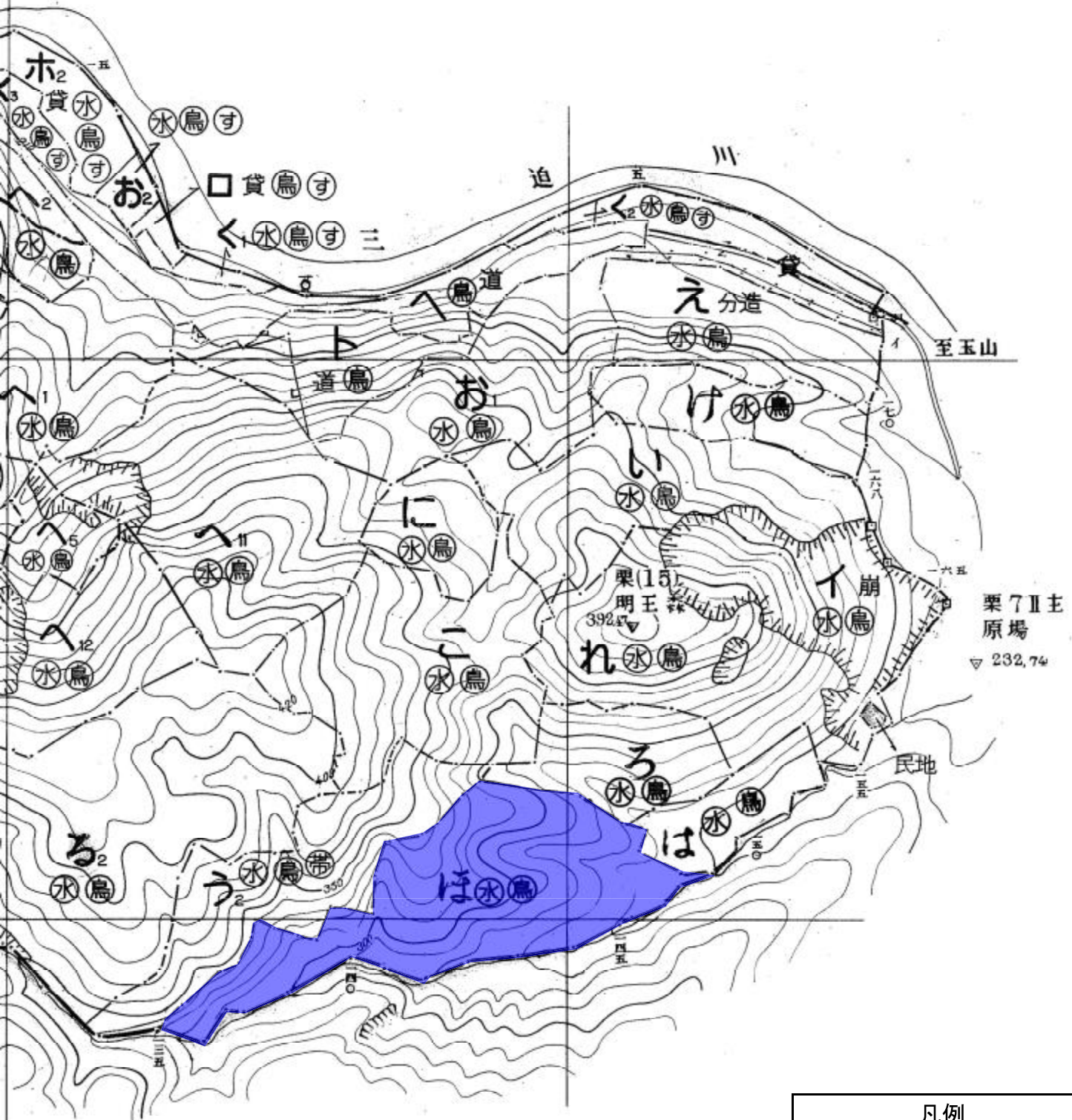


凡例	
除伐	

関係林小班	8 ~ 10
-------	--------

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

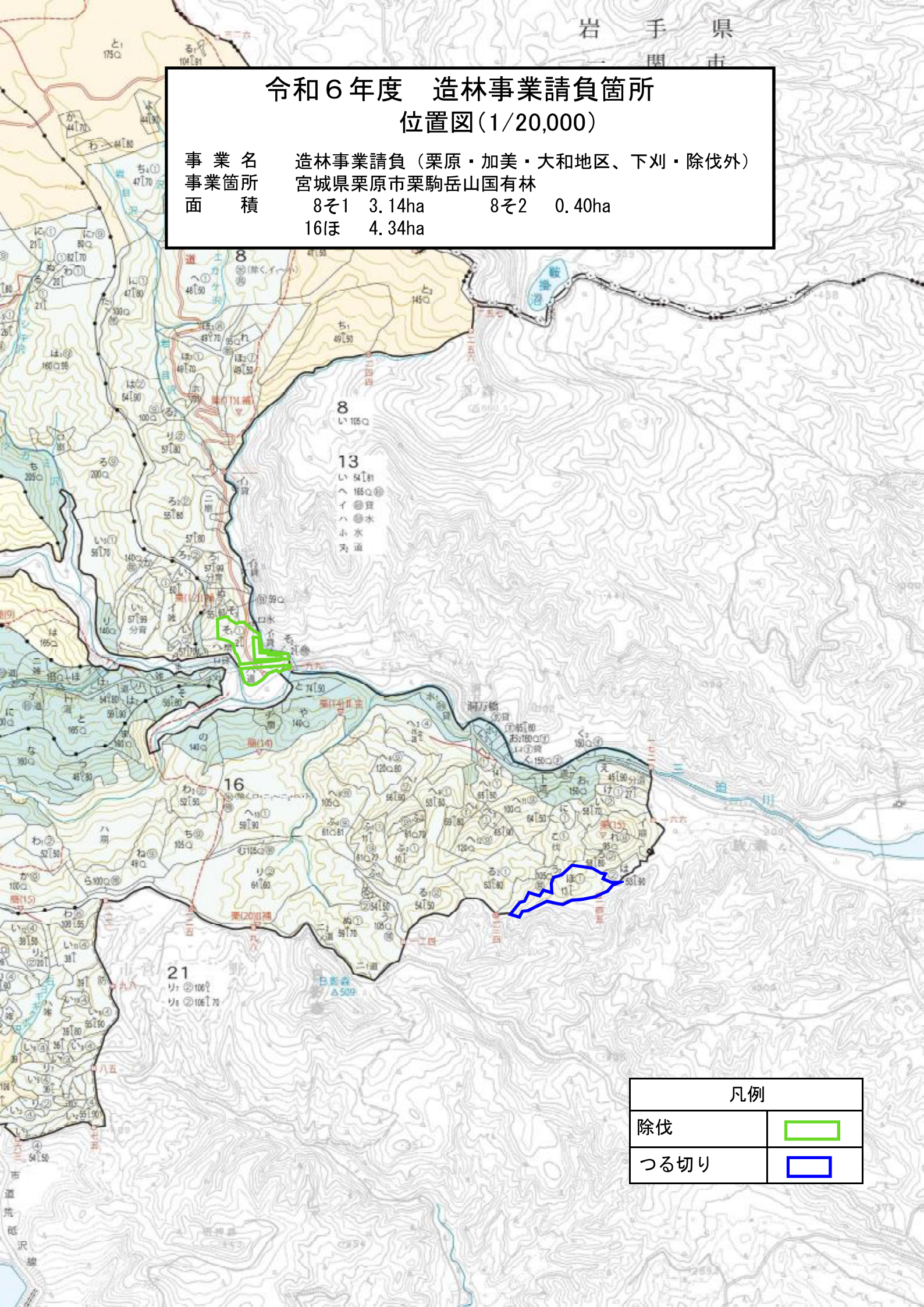
事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市栗駒岳国有林
面積 16ほ 4.34ha



凡例	
つる切り	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

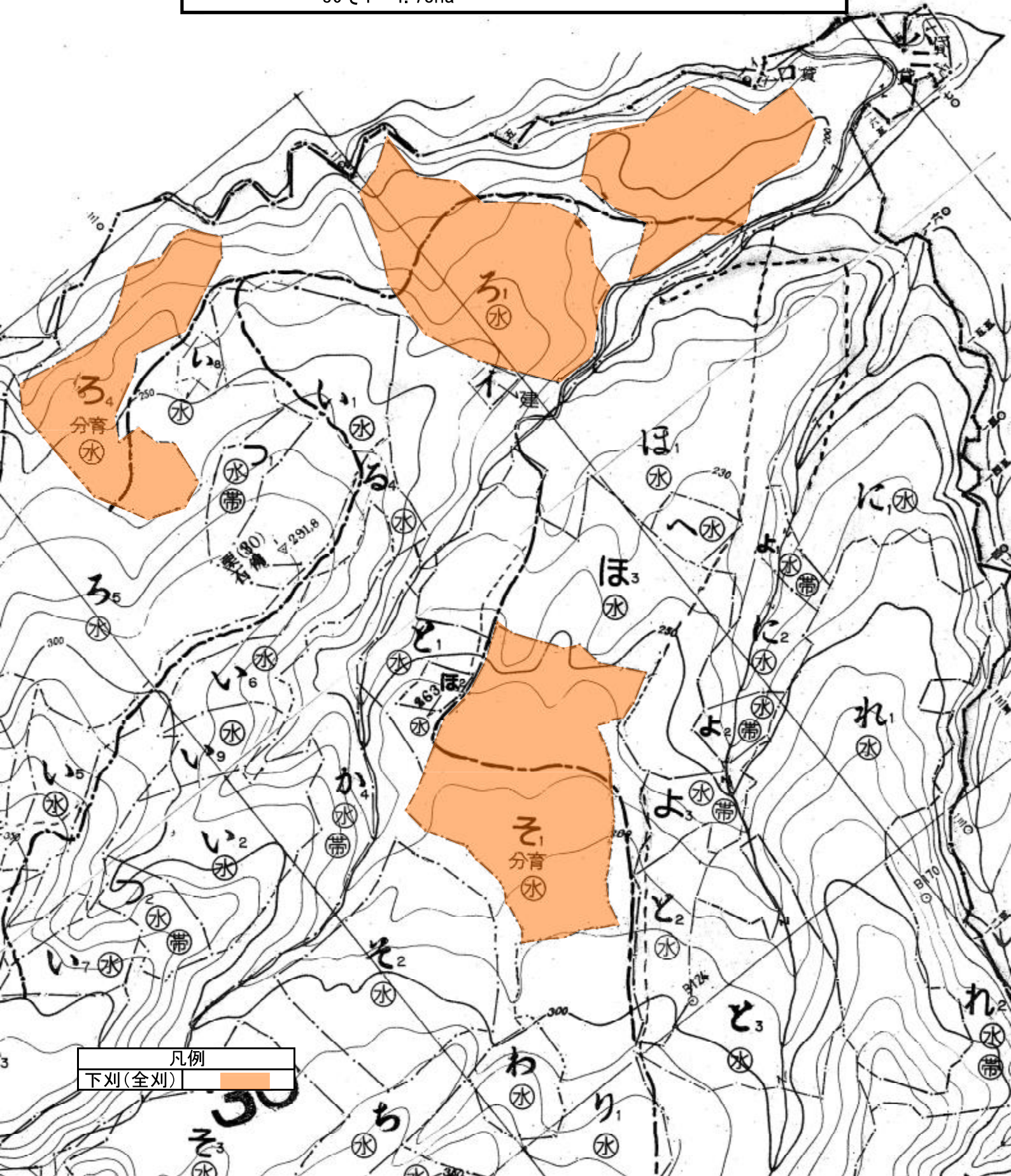
事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市栗駒岳山国有林
面積 8そ1 3.14ha 8そ2 0.40ha
16ほ 4.34ha



凡例	
除伐	
つる切り	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

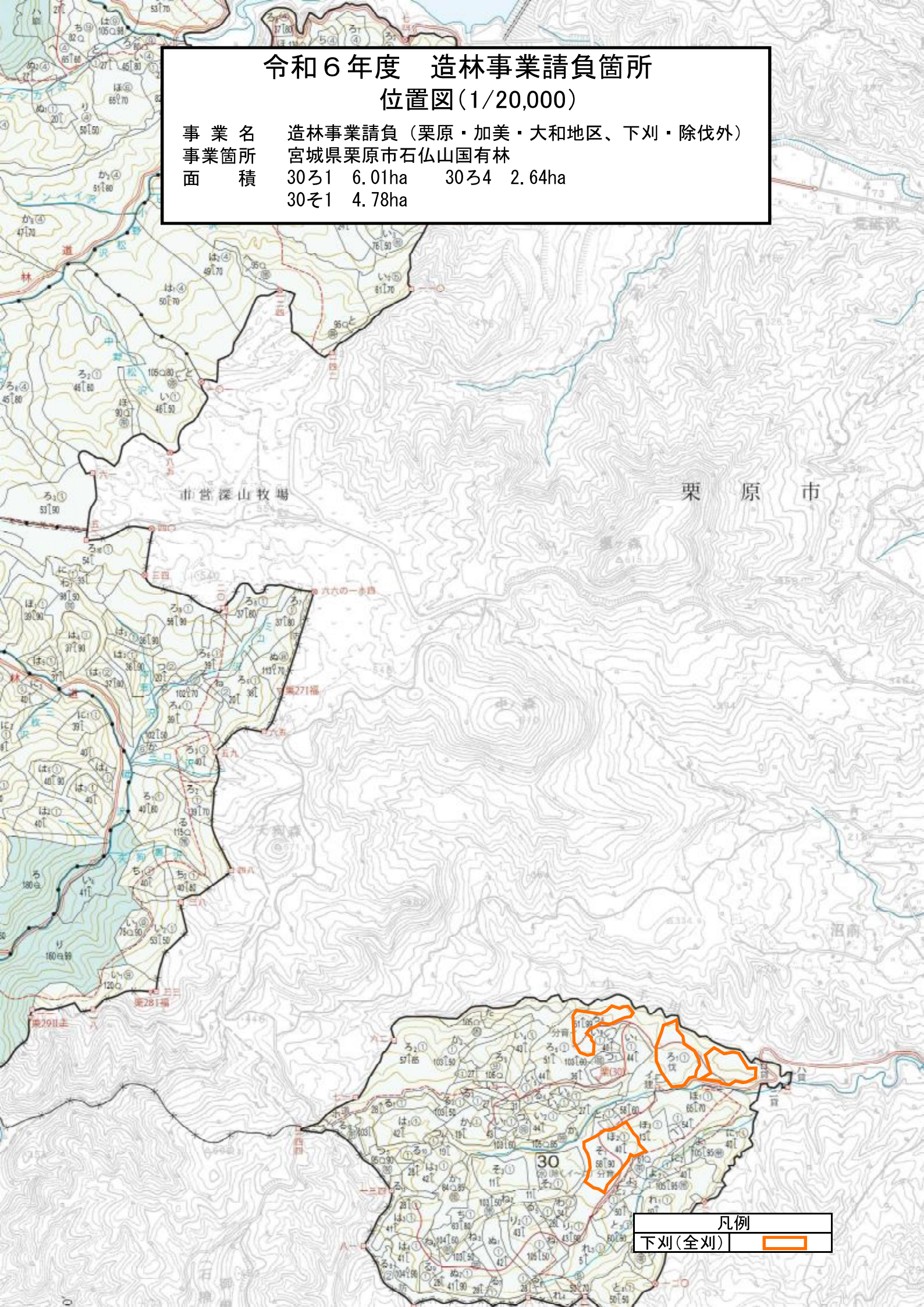
事業名	造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)			
事業箇所	宮城県栗原市石仏山国有林			
面積	30ろ1	6.01ha	30ろ4	2.64ha
	30そ1	4.78ha		




凡例
下刈(全刈)

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

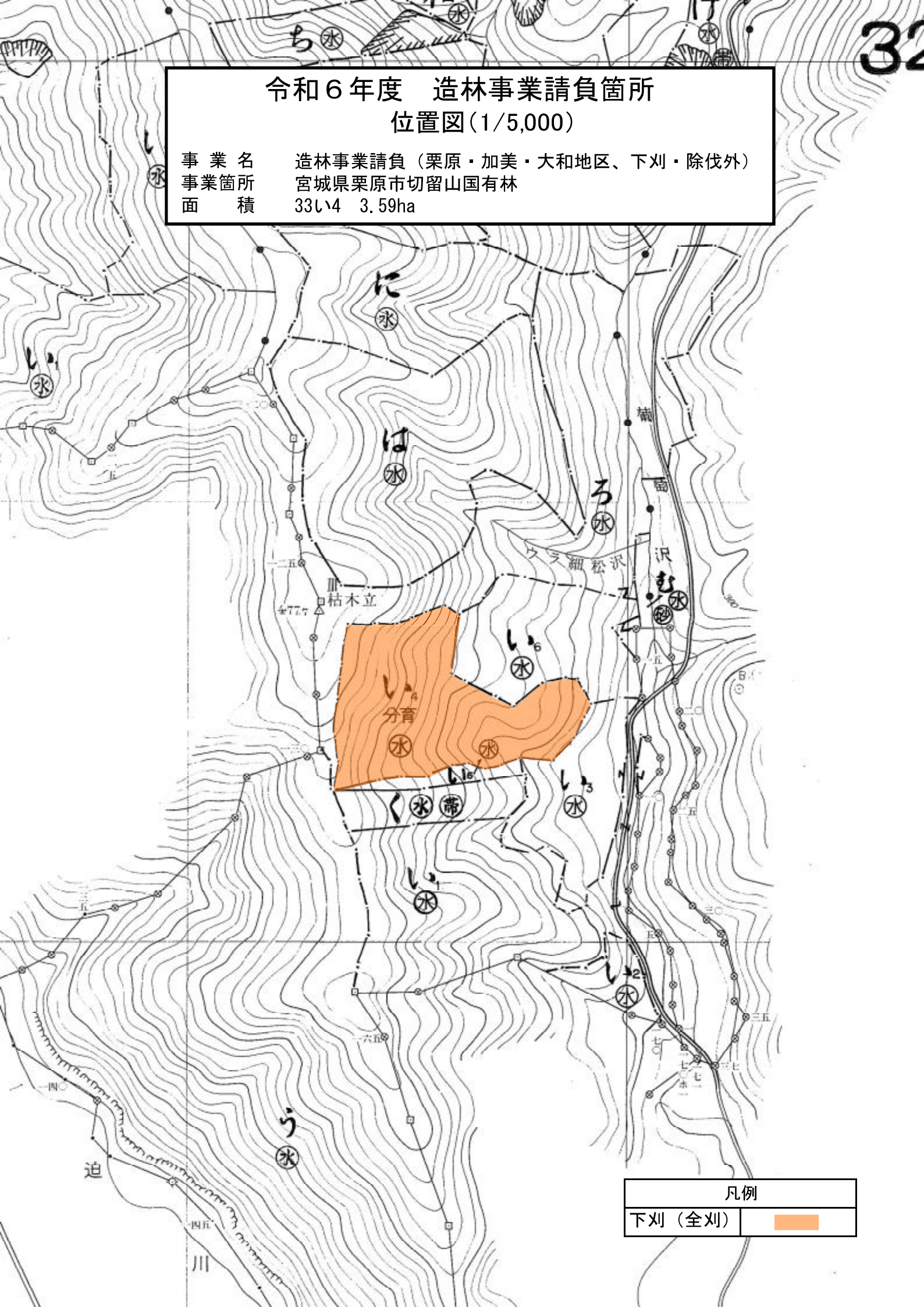
事業名	造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)			
事業箇所	宮城県栗原市石仏山国有林			
面積	30ろ1	6.01ha	30ろ4	2.64ha
	30そ1	4.78ha		



凡例
下刈(全刈) 

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名	造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所	宮城県栗原市切留山国有林
面積	33い4 3.59ha

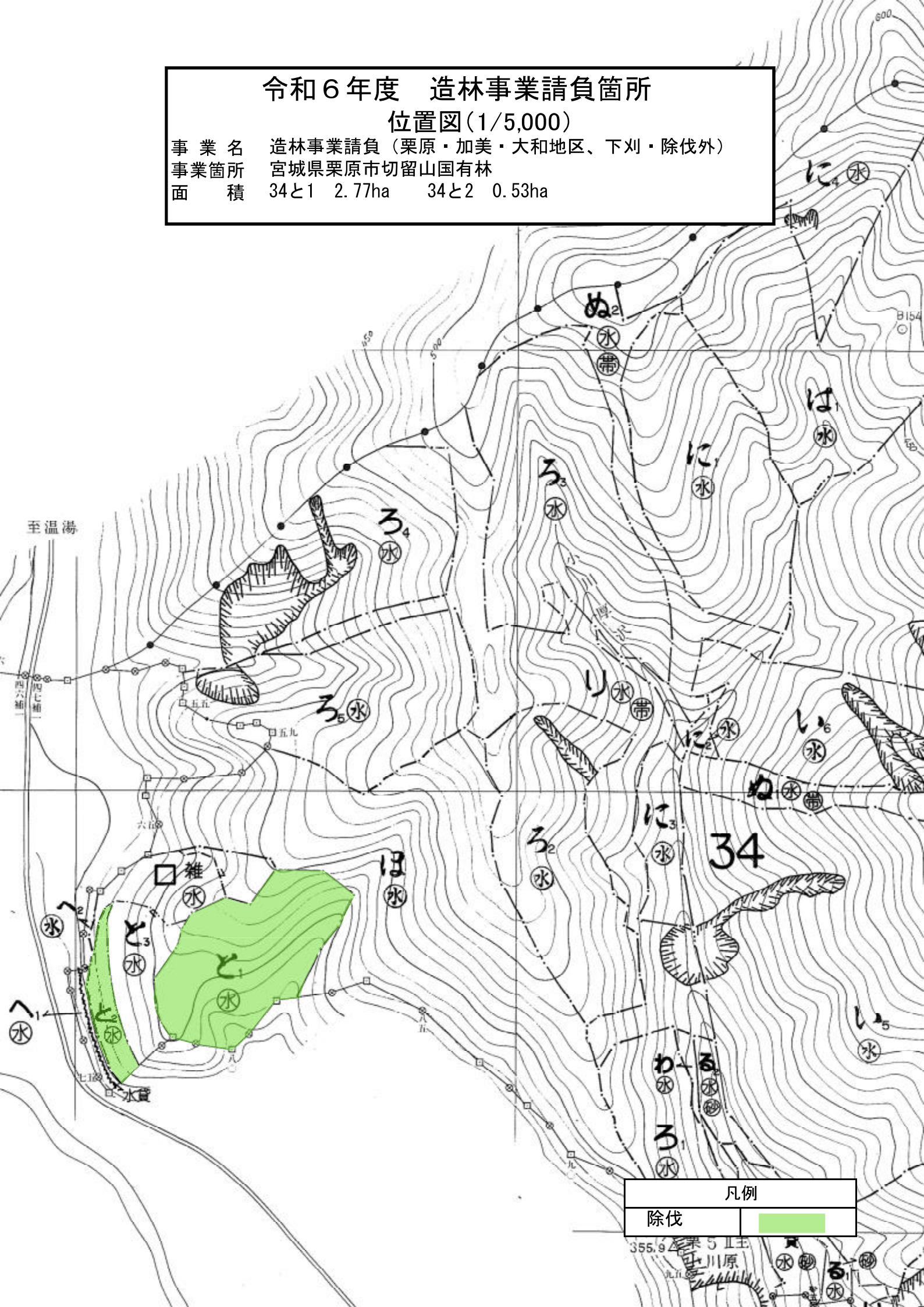


凡例	
下刈(全刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所

位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
 事業箇所 宮城県栗原市切留山国有林
 面積 34と1 2.77ha 34と2 0.53ha

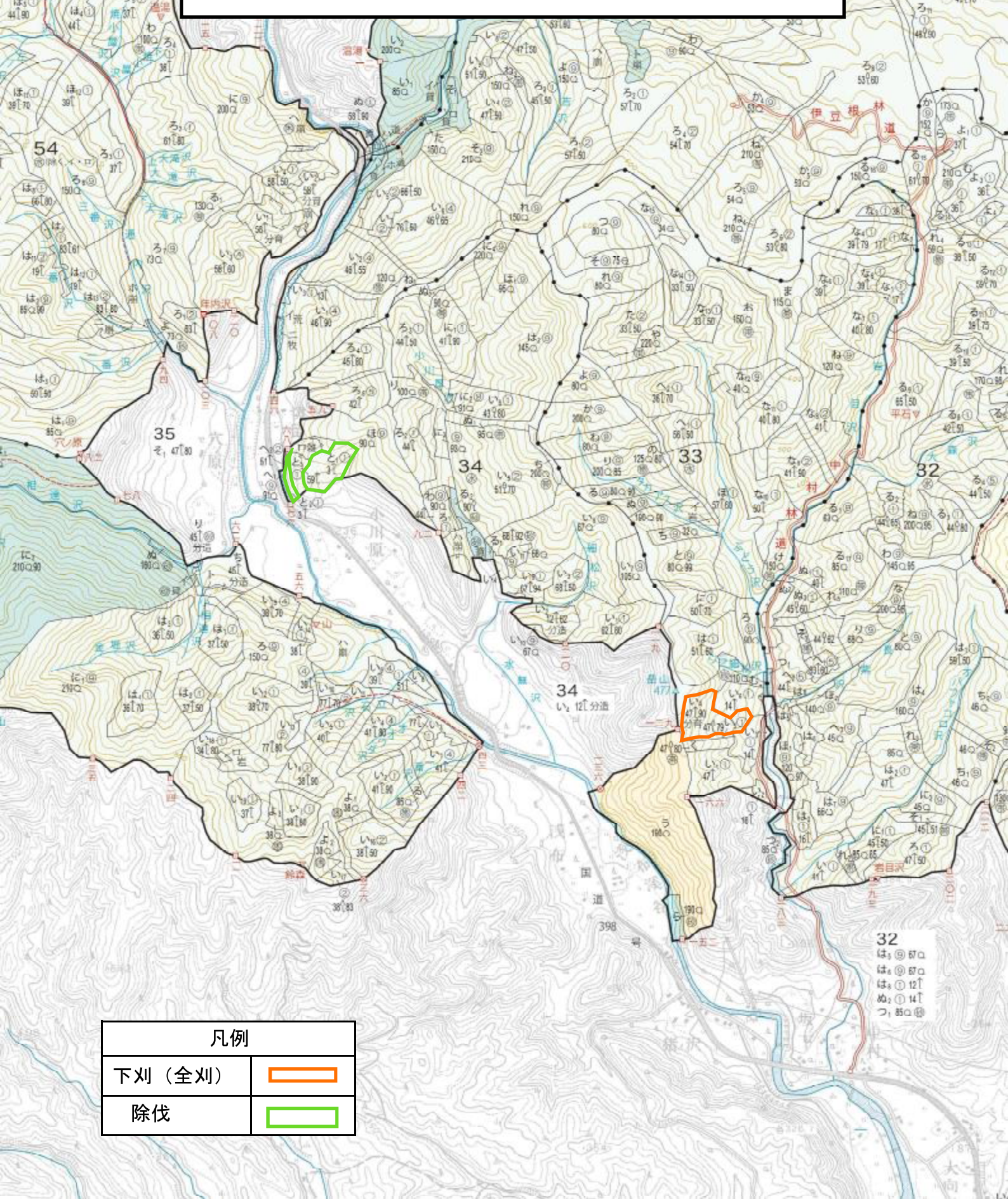


凡例	
除伐	

355.9 栗原市川原

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市切留山国有林
面積 33い4 3.59ha 34と1 2.77ha 34と2 0.53ha



凡例

下刈(全刈)

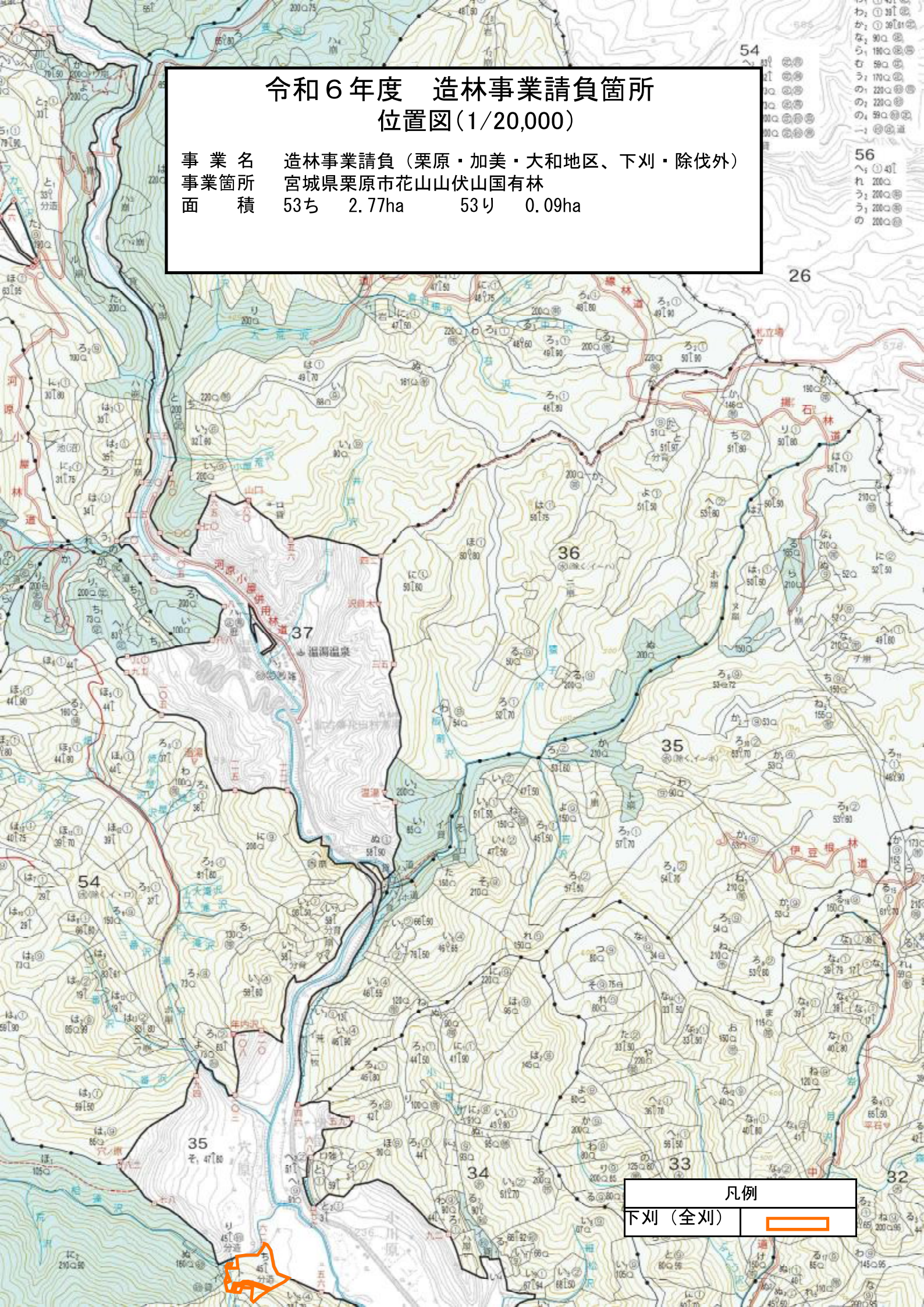



除伐



令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

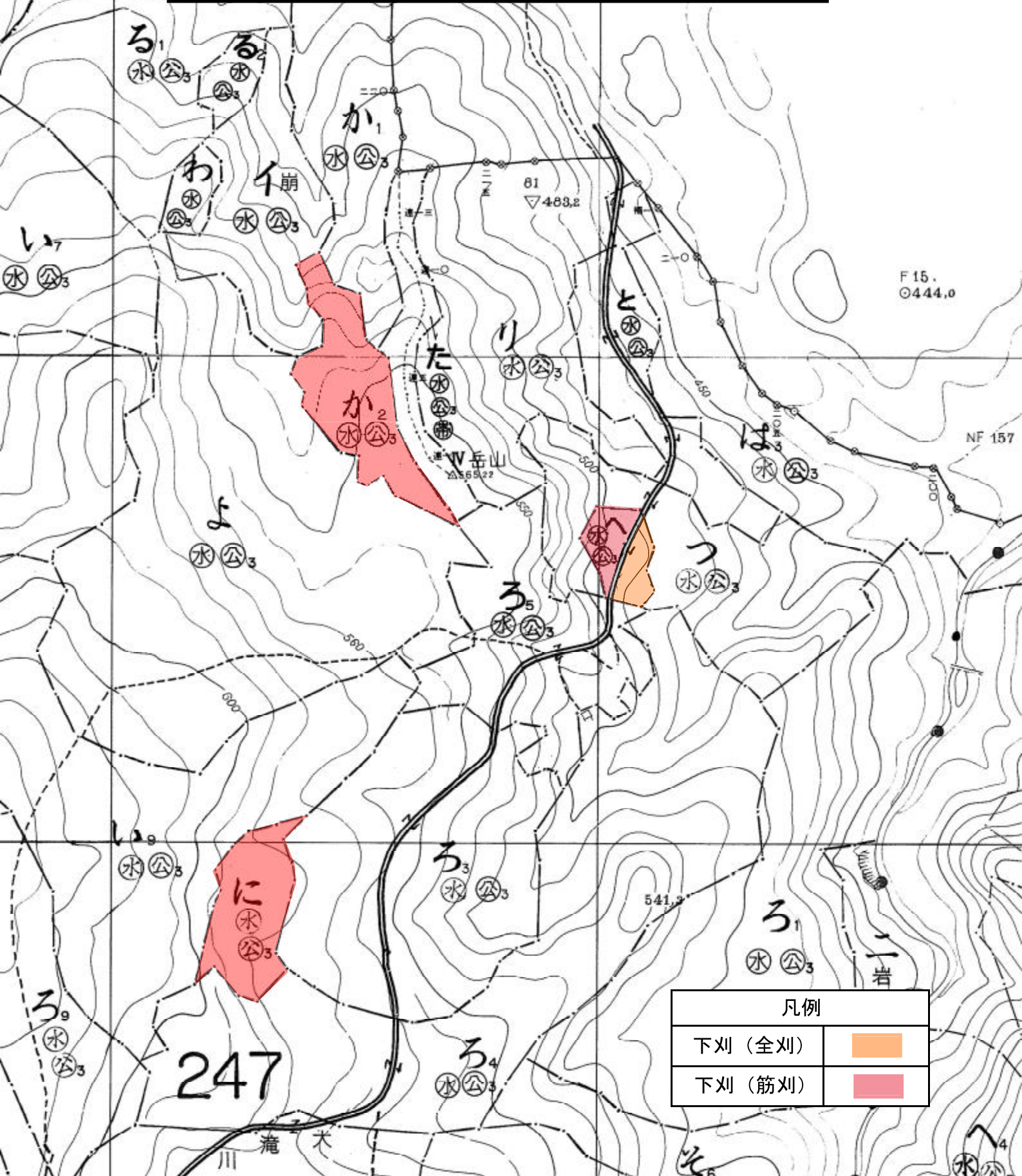
事業名 造林事業請負(栗原・加美・大和地区、下刈・除伐外)
事業箇所 宮城県栗原市花山山伏山国有林
面積 53ち 2.77ha 53り 0.09ha



凡例
下刈(全刈) 

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

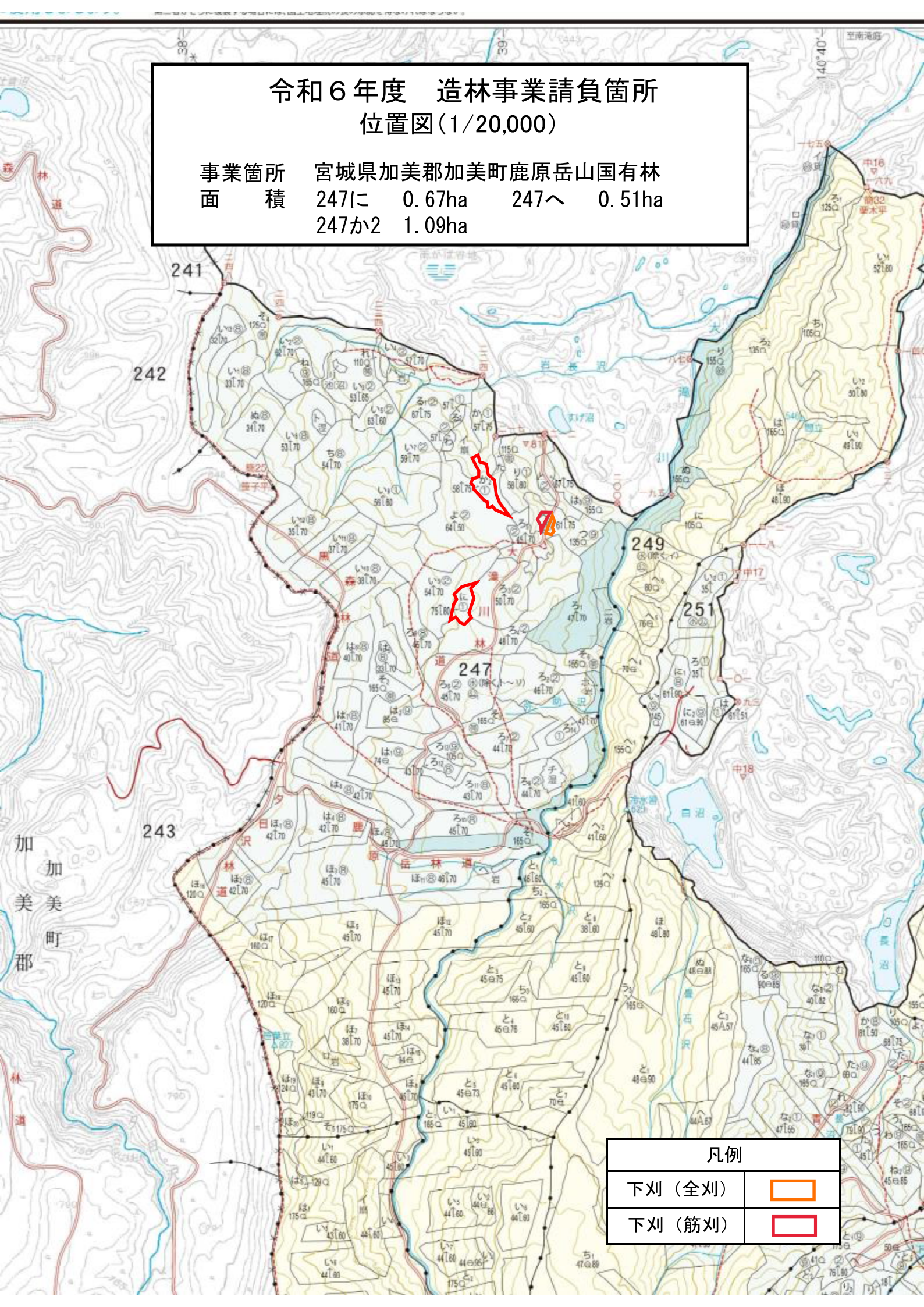
事業箇所 宮城県加美郡加美町鹿原岳山国有林
面積 247に 0.67ha 247へ 0.51ha
247か2 1.06ha




凡例	
下刈 (全刈)	
下刈 (筋刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業箇所 宮城県加美郡加美町鹿原岳山国有林
面積 247に 0.67ha 247へ 0.51ha
247か2 1.09ha

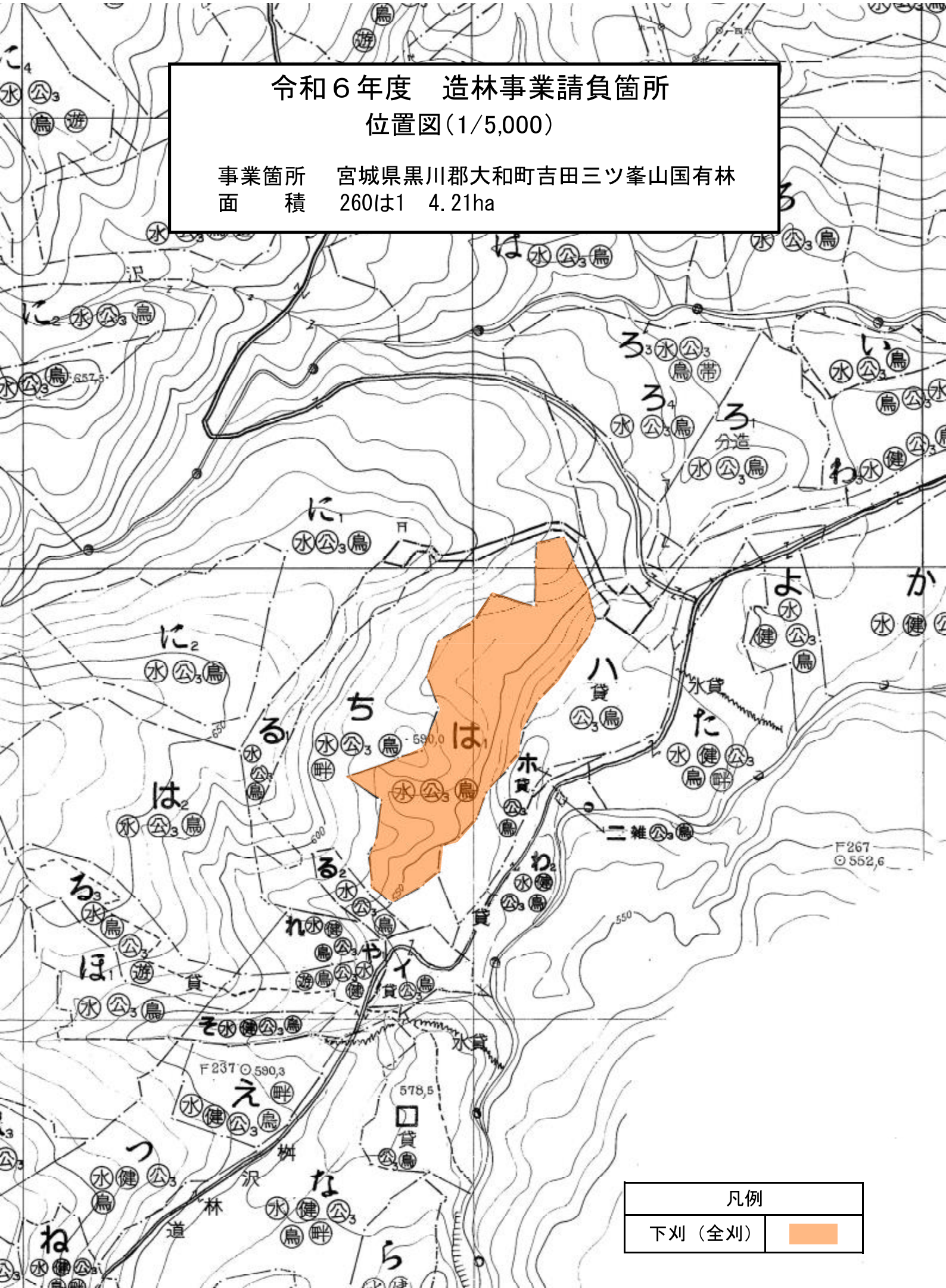


凡例

下刈 (全刈)	
下刈 (筋刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

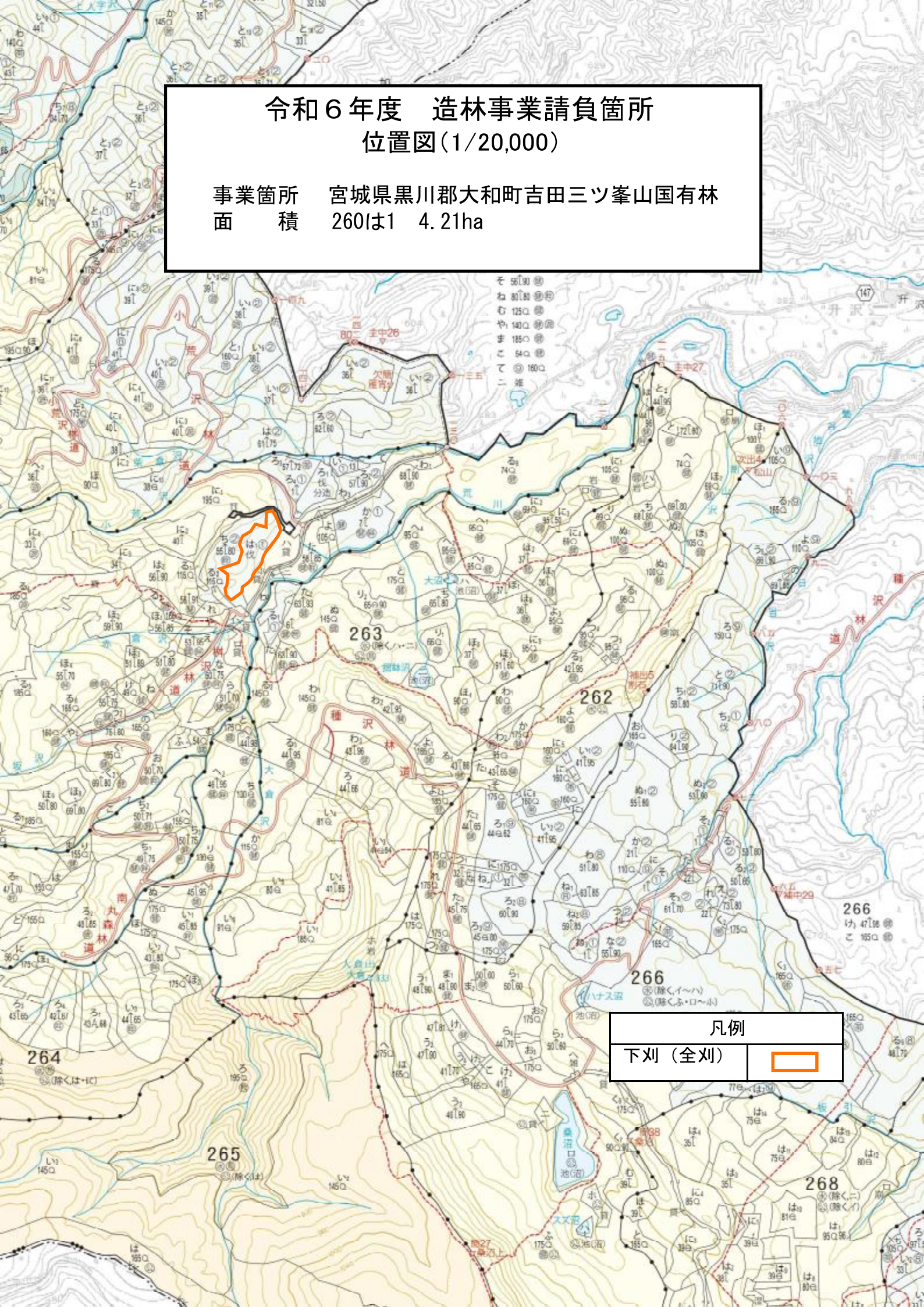
事業箇所 宮城県黒川郡大和町吉田三ツ峯山国有林
面積 260は1 4.21ha



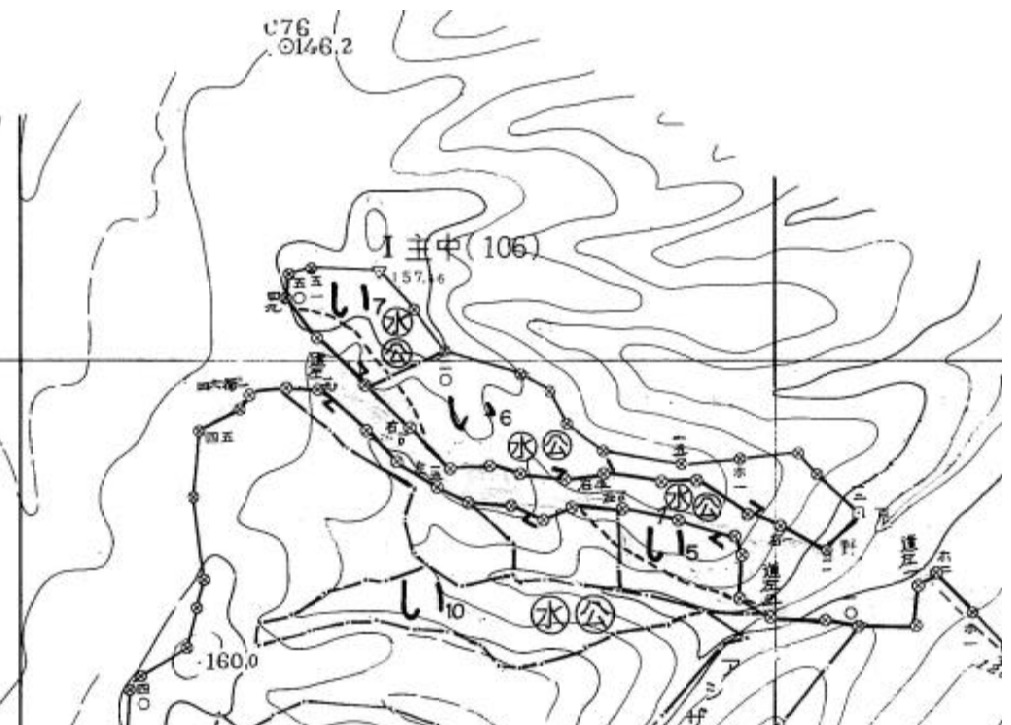
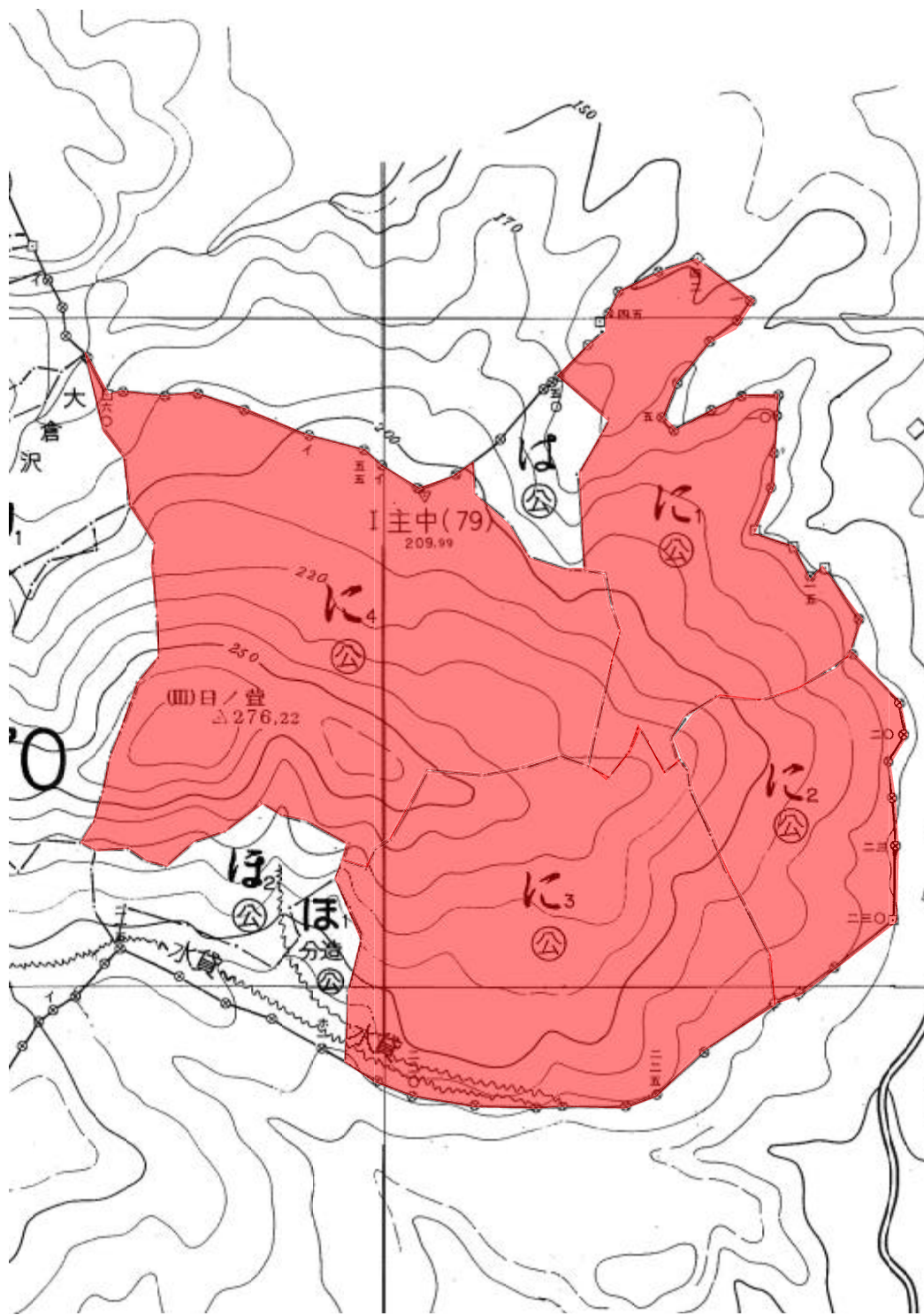
凡例	
下刈(全刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業箇所 宮城県黒川郡大和町吉田三ツ峯山国有林
面積 260は1 4.21ha




凡例
下刈 (全刈) 



令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

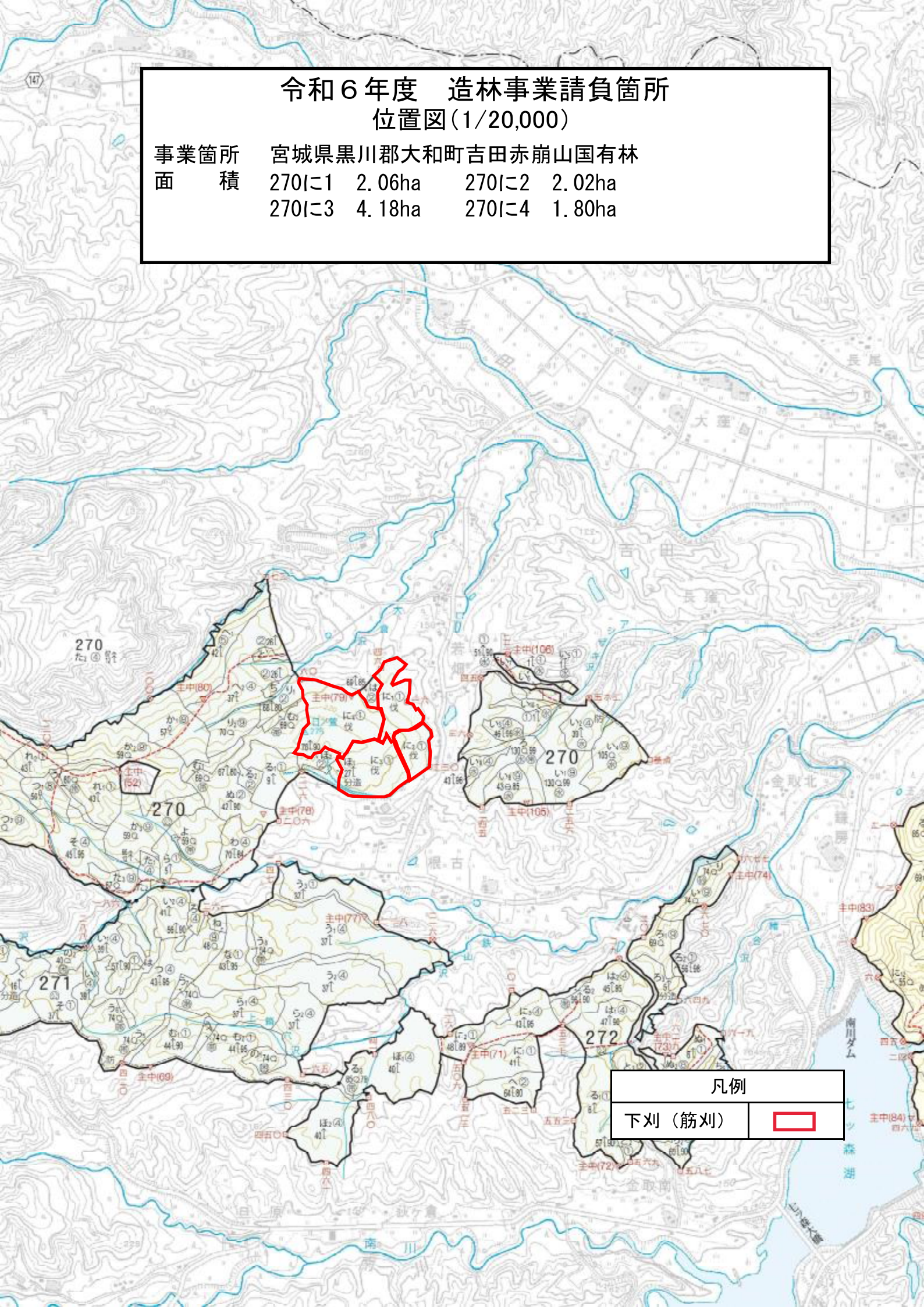
事業箇所	宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林			
面積	270に1	2.06ha	270に2	2.02ha
	270に3	4.18ha	270に4	1.80ha




凡例	
下刈(筋刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

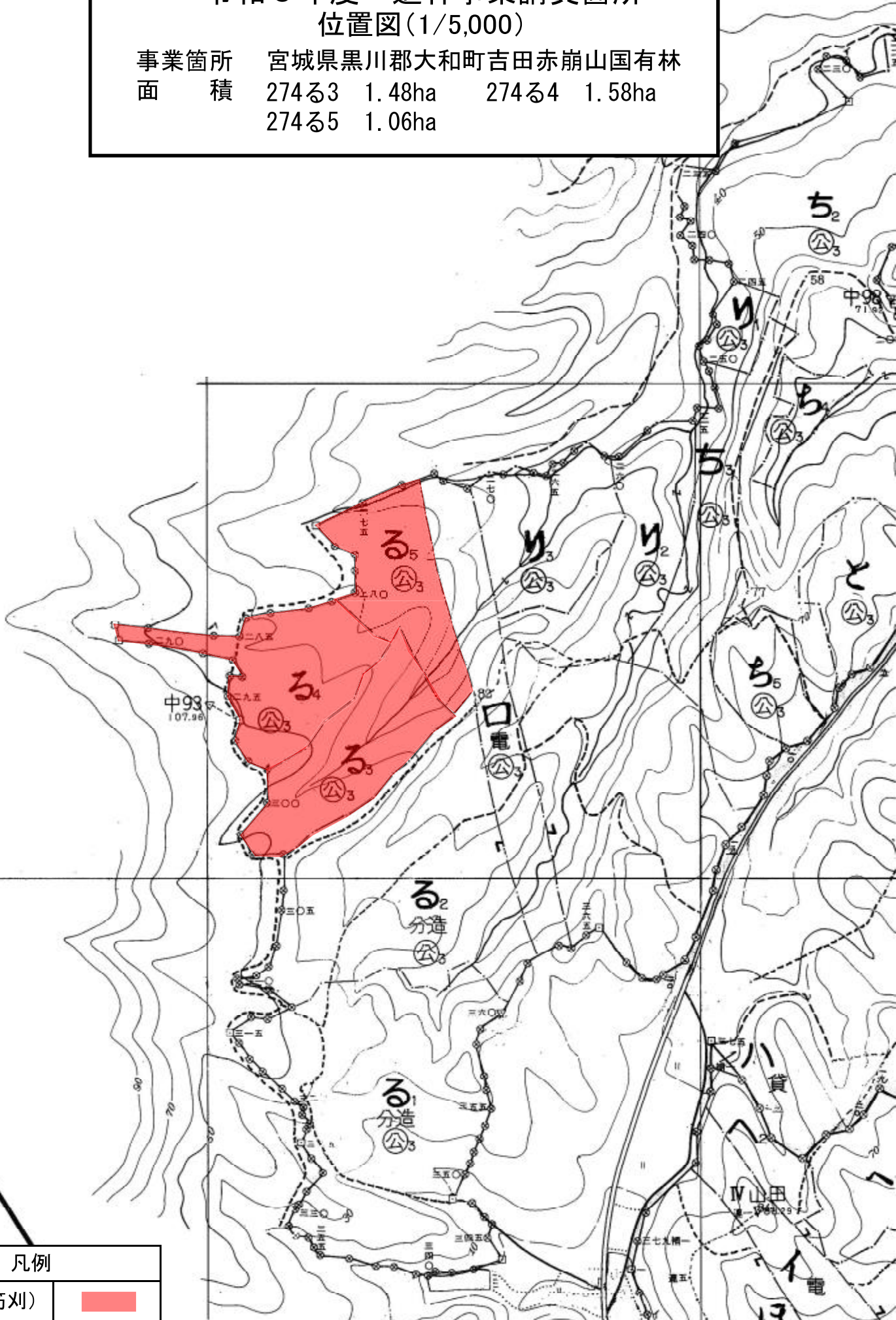
事業箇所	宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林			
面積	270に1	2.06ha	270に2	2.02ha
	270に3	4.18ha	270に4	1.80ha



凡例	
下刈 (筋刈)	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業箇所	宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林			
面積	274㍻3	1.48ha	274㍻4	1.58ha
	274㍻5	1.06ha		



凡例

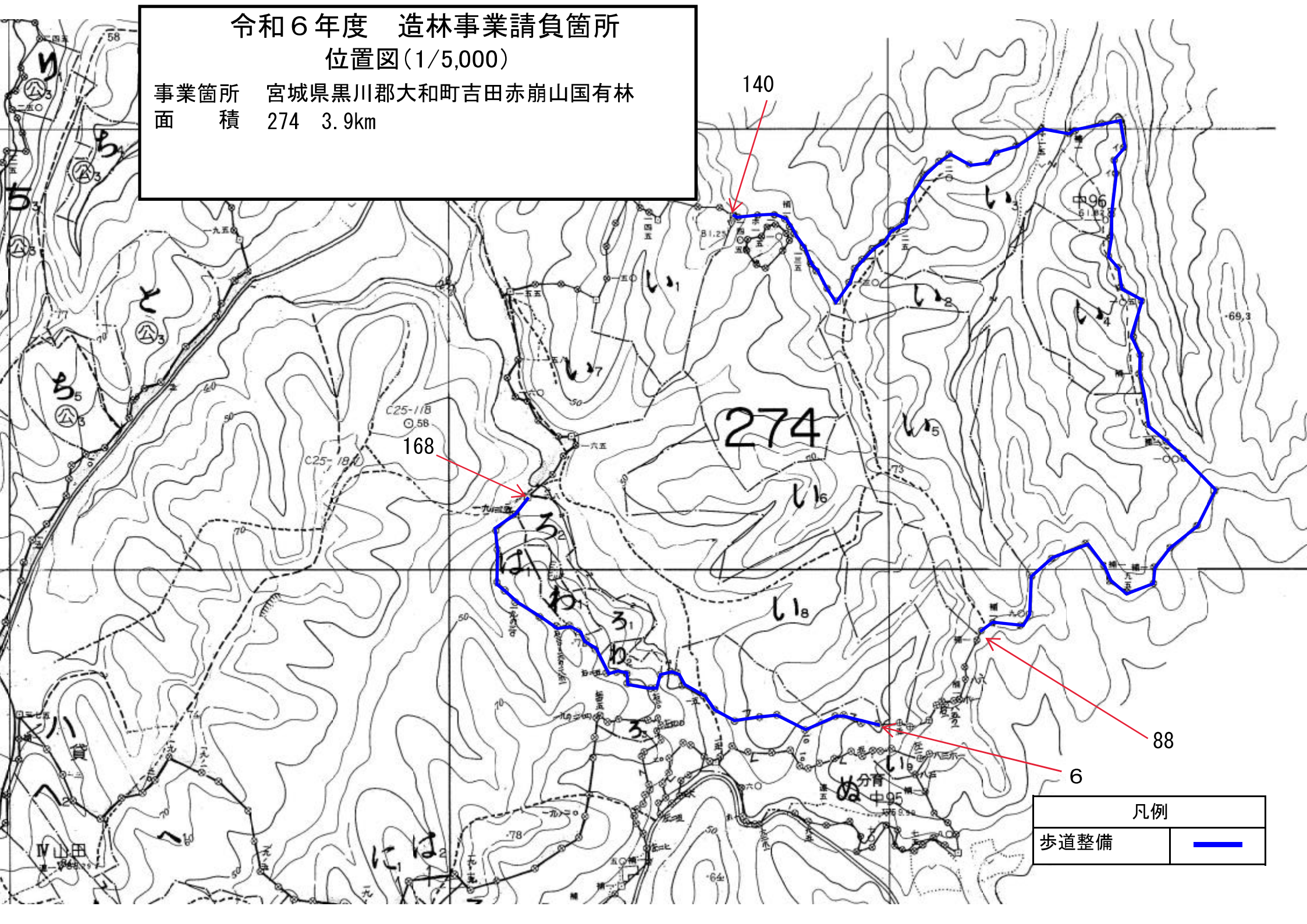
下刈 (筋刈)



令和6年度 造林事業請負箇所

位置図(1/5,000)

事業箇所 宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林
面積 274 3.9km




140

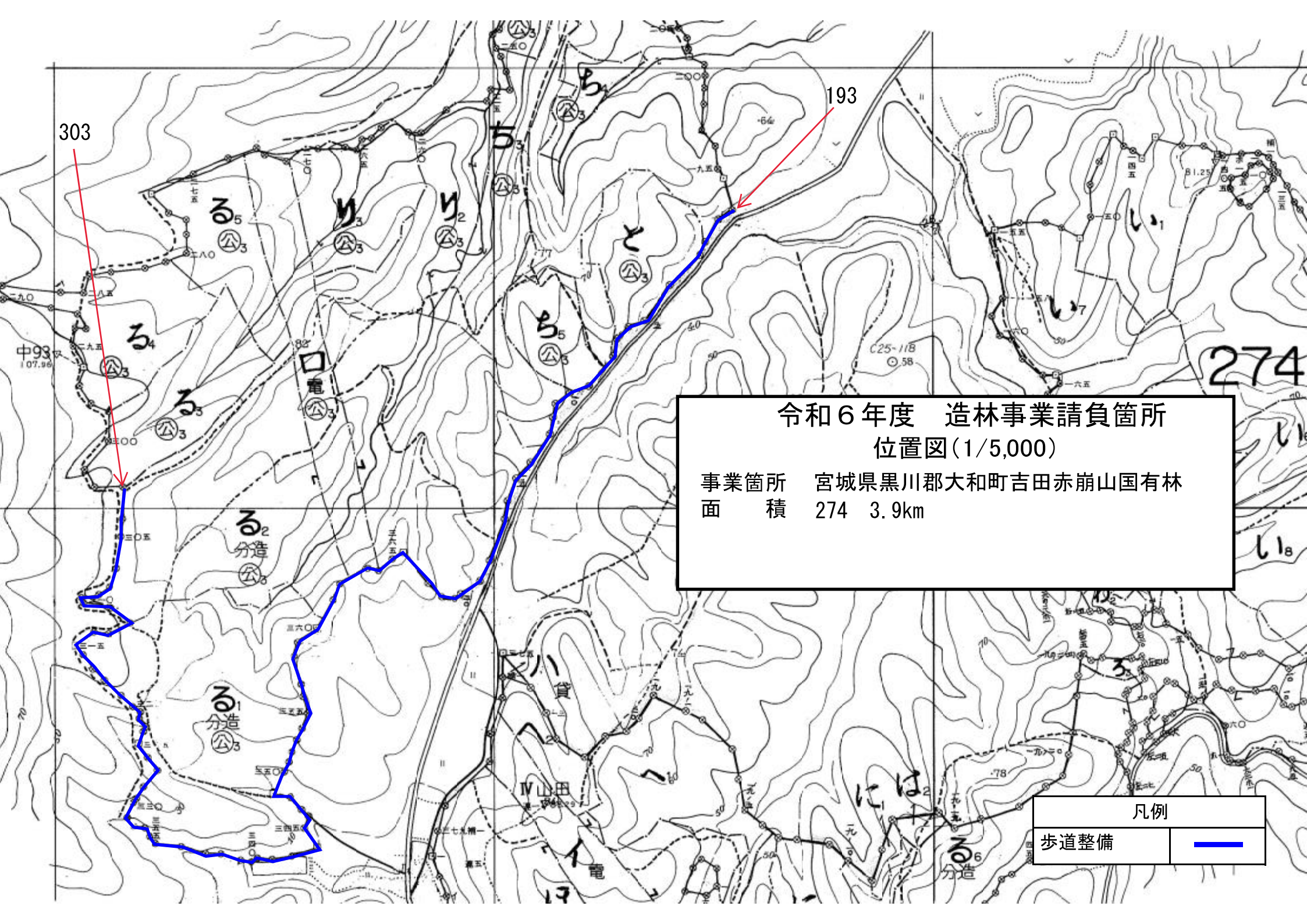
168

274

88

6

凡例	
歩道整備	



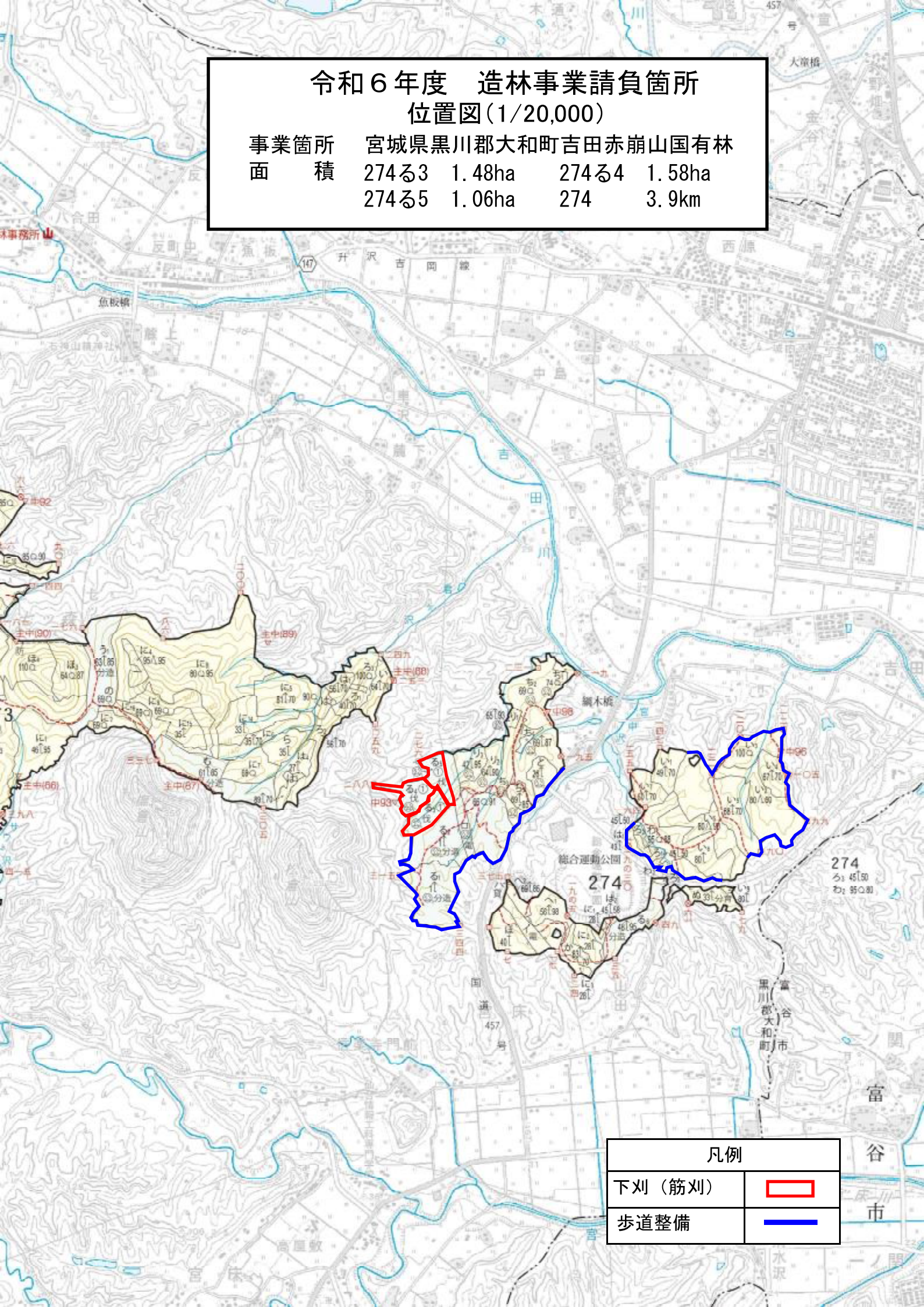
令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

事業箇所	宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林
面積	274 3.9km

凡例	
歩道整備	

令和6年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

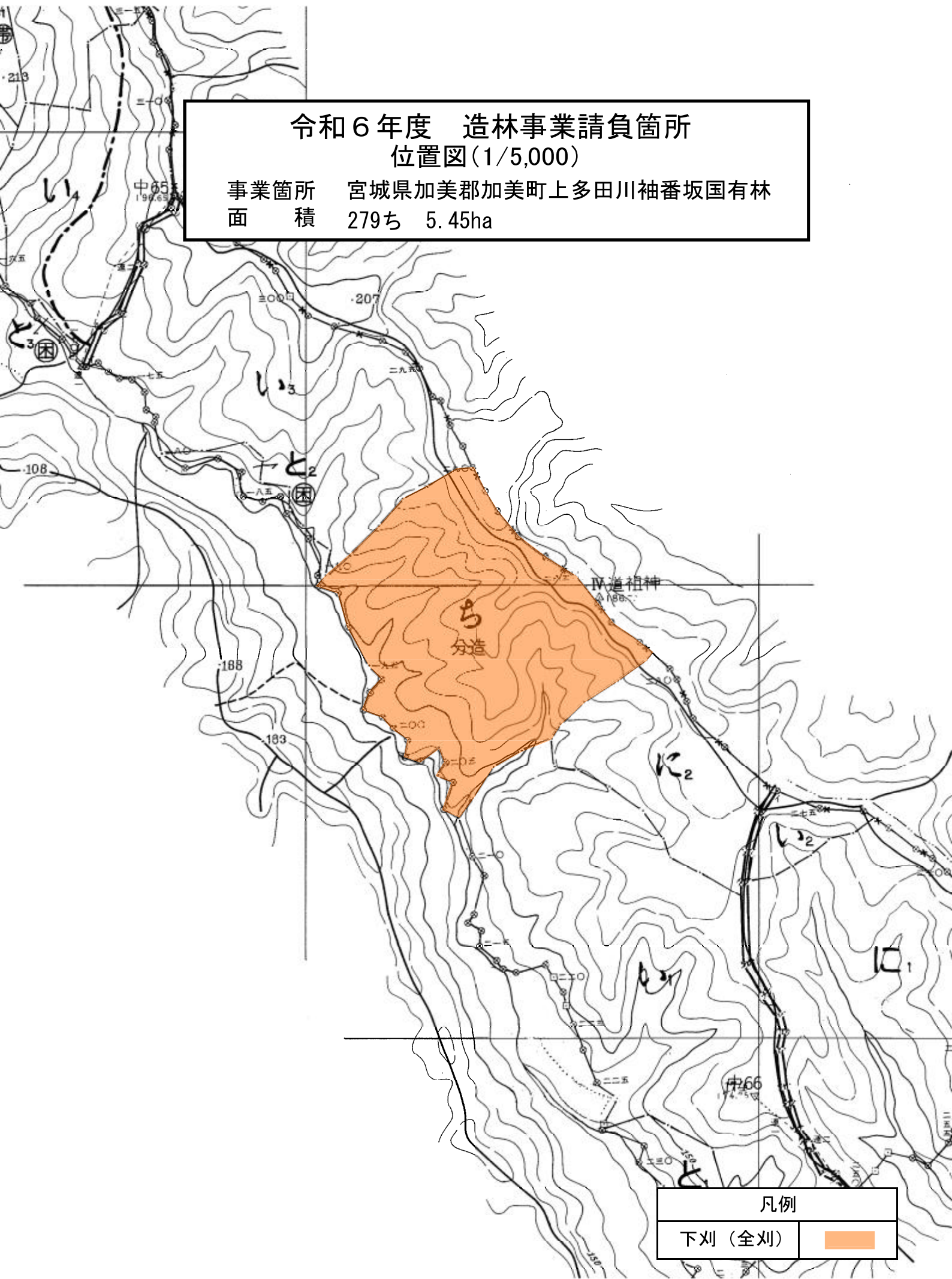
事業箇所	宮城県黒川郡大和町吉田赤崩山国有林			
面積	274㉓3	1.48ha	274㉓4	1.58ha
	274㉓5	1.06ha	274	3.9km



凡例	
下刈(筋刈)	
歩道整備	

令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

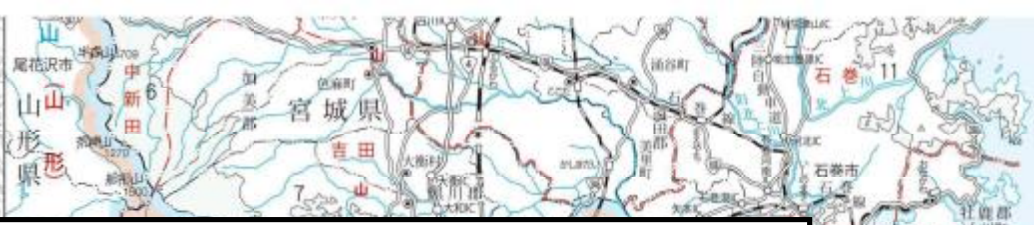
事業箇所 宮城県加美郡加美町上多田川袖番坂国有林
面積 279ち 5.45ha



凡例

下刈 (全刈)





令和6年度 造林事業請負箇所
位置図(1/20,000)

事業箇所	宮城県加美郡加美町上多田川袖番坂国有林
面積	279ち 5.45ha



凡例	
下刈 (全刈)	